弘前市

飲食店休業等協力金

市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と早期収束を図るため、市内の飲食店を対象に休業又は営業時間の短縮等の協力をお願いしています。

＜以下の要件に該当し、休業及び営業時間の短縮等に協力いただいた飲食店に対して協力金を支給します。＞

＜協力金の額＞

１店舗あたり　**20万円**　（対象店舗数×20万円）

＜協力内容＞

飲食店の種類	協力内容
バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ、カラオケスナック、パブ	休業
その他の飲食店	「三つの密」を回避するための対策を講じたうえで行う営業時間の短縮等 又は 自主休業

※営業時間の短縮等とは、以下を全て満たすこととなります。

- 夜8時から翌朝5時までの営業の自粛
- 通常の営業時間よりも1日あたり合計2時間以上短縮した営業
- 夜7時以降の酒類の提供の自粛

＜交付対象＞※協力金の申請には、以下の要件を全て満たしている必要があります

【店舗の要件】

- 令和２年１０月２１日以前に開業されたもの
- 令和２年１０月１１日まで通常どおり営業されていたもの（傷病による入院等やむを得ない理由により休業していたもの又は令和２年１０月１２日以降に開業されたものを除く。この場合においては、書面で確認できる場合に限るものとする。）
- 令和２年１１月１日以降も継続して営業されるもの

【事業者の要件】

- 市内で飲食店を営業している者であって、次の各号にいずれも該当しない者
  ⑴ 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成２４年弘前市条例第４号。以下「条例」という。）第２条に規定する暴力団をいう。）
  ⑵ 暴力団員（条例第５条第２項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  ⑶ 暴力団員と密接な関係を有するもの
  ⑷ ⑴から⑶に掲げるもののいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人又はその団体

＜申請期間＞ 令和2年11月2日（月）～11月30日（月）必着

感染拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力をお願いします

※申請に必要な添付書類については裏面をご確認ください。

弘前市飲食店休業等協力金
提出書類確認リスト

No.	必要書類名	チェック欄
①	【様式１】令和2年度弘前市飲食店休業等協力金交付申請書 兼請求書	□
②	【様式２】誓約書	□
③	営業許可証（飲食店営業）の写し　※有効期間内のもの ※又は喫茶店営業	□
④	休業等の状況が確認できるもの（以下のいずれか1つ） ・休業又は営業時間の短縮を告知する張り紙を掲示した店舗の写真 （掲示された張り紙部分と、張り紙を含めた店舗外観の2枚） ・休業等を告知するホームページ、ＳＮＳ等を印刷したもの	□
⑤	振込先の口座情報を確認できるもの （通帳の表紙と、1枚めくった見開きページの写し）	□

【申請書類の提出について】

- 書類を郵送にて提出する際は、「封筒貼付用あて先用紙」をお手持ちの封筒に貼り付け、ポストに投函してください。切手は不要です。
- 申請内容に応じて、上記以外の書類が必要となる場合があります。
- 申請書類は市のホームページからのダウンロードが可能です。また、市の総合案内にも設置しておりますのでご利用ください。

＜問合せ先＞弘前市 商工部 商工労政課
TEL 0172-35-1135 / FAX 0172-35-1105

申請書類等は以下の
ホームページから
ダウンロードできます

市ＨＰ　http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/syogyo/kyuugyoukyouryokukin.html